

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 保険医の登録
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされる
- 国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 肥料の登録の有効期間の更新
- マイコプラズマ病検査の実施
- 木炭規格規程及び規格証票の指定
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 鳥獣保護区の設定についての公聴会の開催
- 土地の用途廃止
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- 昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号の一部改正
- 証紙の小売りさばき人の指定
- 証紙代金収納計器による表示を行なう小売りさばき人の指定

告 示

鳥取県告示第六百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
大 藏 英 世	鳥取市吉方温泉四丁目六三三	鳥医第一六〇六号	昭和四十六年七月五日

鳥取県告示第六百九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県告示第六百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
祝部 医院	気高郡気高町大字浜村 一の二	昭和四十六年七月一日
伊藤耳鼻咽喉科医院	鳥取市吉方温泉一丁目 六二〇の三	〃

鳥取県告示第六百十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第一号	五・四 なたね油 かす	窒素 全量 五・四 りん酸 全量 二・五 加里 全量 一・三	東伯郡東伯町浦安 一五五 太田 信吉
鳥取県 第二号	五・三 なたね油 かす	窒素 全量 五・三 りん酸 全量 二・四 加里 全量 一・二	倉吉市余戸谷 三、〇二八 妻 藤 武夫
鳥取県 第六一号	五・三 なたね油 かす	窒素 全量 五・三 りん酸 全量 二・三 加里 全量 一・三	東伯郡三朝町本泉 二九七の二 山崎 忠信
鳥取県 第九九号	五・二 なたね油 かす	窒素 全量 五・二 りん酸 全量 二・一 加里 全量 一・二	八頭郡那家町池田 二七七 上 川 茂
鳥取県 第一三二号	八・七 蚕蛹油 かす	窒素 全量 八・七 りん酸 全量 一・五	大坂府大阪市東区北久太郎町四丁目六八番地ユニチカ株式会社 取締役社長 富井一雄 代理者 米子市旗ヶ崎五七八 ユニチカ株式会社 米子工場 工場長 田中 深

鳥取県 第三五五号	いちご 複 合 肥 料	窒 素 全 量 六・〇 うち アンモニア性窒素 三・六 りん 酸 全 量 一〇・〇 うち 可 溶 性 りん 酸 三・〇 うち 水 溶 性 りん 酸 二・三 加 里 全 量 七・〇 うち 水 溶 性 加 里 六・九	境港市小篠町五六二 中浜農業協同組合 組合長理事 足 立 重 徳
--------------	----------------	--	---

鳥取県告示第六百二十二号

家畜伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、マイコプラズマ病検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 実施の目的

マイコプラズマ病予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏並びに食鶏。

四 実施の期日

昭和四十六年七月二十三日から昭和四十七年三月三十一日まで

五 検査の方法

急速疑集反応

鳥取県告示第六百十三号

鳥取県木炭検査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号）第二条の規定に基づき、木炭規格規程及び規格証票を次のとおり指定し、昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十七号（鳥取県木炭検査条例に基づく木炭規格規程及び規格証票について）は、廃止する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 木炭規格規程

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定する日本農林規格とする。

二 規格証票

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十四条に規定する格付けの表示とする。

鳥取県告示第六百十四号

日野郡日野町漆原上入会林野整備組合組合長日野郡日野町福長八六六番地生田栄から申請のあった入会林野整備計画については、昭和四十六年七

月七日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に
関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、
次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 縦覧に供する書類の名称

漆原上入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月二十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六百十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第
五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟
ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十六条第一
項の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一日時

昭和四十六年八月十七日午前十時から

二 場所

東伯郡東郷町松崎 東郷町役場会議室

三 案件

東郷池鳥獣保護区の設定について

四 公聴会の開催に関する問合せ先

鳥取県農林部造林課

鳥取県告示第六百十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年七月十五日から用途廃
止した。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

場 所	米子市加茂町二丁目一六ノ一番地先から 一六ノ二番地先まで	面 積 (平方メートル)	一八・五六	用 途	水路敷
-----	---------------------------------	--------------------	-------	-----	-----

鳥取県告示第六百十七号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指
定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

「株式会社鳥取銀行若桜橋支店 鳥取市元町 株式会社鳥取銀行本店」を削る。

鳥取県告示第六百十八号

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号(鳥取県指定代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

「株式会社鳥取銀行本店 鳥取市弥生町 鳥取市、岩美郡のうち国府町、福部村 収納及び支払事務」を 「株式会社鳥取銀行本店 鳥取市弥生町 鳥取市並びに岩美郡のうち国府町及び福部村 収納及び支払事務」に改める。

株式会社鳥取銀行県庁前支店 鳥取市西

町一丁目 鳥取市 収納及び支払事務

鳥取県告示第六百十九号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十六年七月十九日	三六四	鳥取市弥生町三二三番地	株式会社鳥取銀行頭取 八村信三	鳥取市西町二丁目三番地株式会社鳥取銀行県庁前支店

鳥取県告示第六百二十号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第百十三条の三後段及び第百三十五条の十一後段に規定する証紙代金収納計器による表示を行なう小売りさばき人を次のとおり指定したので、鳥取県収入証紙条例第五条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年七月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

住 所	氏 名	証紙代金収納計器による表示を行なう場所
鳥取市丸山町二四八番地一二	鳥取県自動車団体連合会 会長 金田秀夫	鳥取市丸山町二四八番地一二